

## 「新型コロナウイルス感染症」に関する特別お取扱いについて

FWD富士生命保険株式会社

このたび、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、経済的なご負担、また、そのおそれのあるお客さまを支援するために、以下のとおり、特別のお取扱いを実施いたします。

### 1. 保険料払込猶予期限の延長

保険料のお払込が困難になられた場合、2020年3月1日から2020年5月31日までにお申し出いただいたご契約について、保険料払込猶予期限を最長で2020年8月31日まで延長いたします。

### 2. 保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略あるいは簡素な取扱いなどにより迅速なお支払いに努めます。

### 3. 更新手続きに関する特別取り扱い

更新日が2020年3月16日以降に到来するご契約において、更新手続きができない場合、または、更新手続きができなかった場合には、お申し出により、手続き期限を2020年8月31日まで延長し、更新日に遡った手続きを行います。

### 4. 契約者貸付（新規貸付）の利息免除

新規の契約者貸付について、以下のお取扱いを致します。（※1）

対象契約	契約者貸付可能な全てのご契約（※2）
貸付利息金利	年利0.0%
適用限度額	貸付可能限度額全額
受付期間	2020年3月1日～2020年8月31日
特別金利適用期間	2020年3月1日～2020年8月31日

※1）利息の免除に伴う差額の精算は、当社所定の方法により実施します。

※2）中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づくセーフティネット保証制度指定案件（新型コロナウイルス感染症）の適用地域（全都道府県）を対象地域とします。

お問合せは、FWD富士生命 総合サービスセンターにて承っております。

**総合サービスセンター**  
**0120-211-901**（通話料無料）  
※受付時間 平日9:00～18:00  
（土・日・祝日・年末年始を除く）